

百四十五	靴卸売業
百四十六	履物卸売業（靴を除く。）
百四十七	酒類卸売業
百四十八	干しきのこ卸売業（乾しいたけに限る。）
百四十九	木材・竹材卸売業
百五十	建築材料卸売業（木材・竹材卸売業を除く。）
百五十一	陶磁器質タイル卸売業
百五十二	鉄鋼卸売業
百五十三	漆器卸売業
百五十四	利器工具・手道具卸売業
百五十五	百五十六 手引のこぎり・のこ刃卸売業
百五十六	百五十七 靴・履物小売業
百五十七	百五十八 家具小売業
百五十八	百五十九 酒小売業
百五十九	百六十 建築材料小売業
百六十	百六十一 家具小売業
百六十一	百六十二 建築物売買業
百六十二	百六十三 建具小売業
百六十三	百六十四 旅館・ホテル
百六十四	百六十五 建築設計業
百六十五	百六十六 測量業
百六十六	百六十七 その他の土木建築サービス業（地質調査業に限る。）
百六十八	普通洗濯業（クリーニング業に限る。）
百六十九	リネンサプライ業
百七十	自動車分解整備業

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十年七月一日から平成二十年九月三十日までとする。